

市民税・県民税 年金からの天引き（特別徴収）について

1 年金からの天引き（特別徴収）とは

年金保険者（日本年金機構など）が市民税・県民税（以下、「市・県民税」）を公的年金から差し引いて、直接、市へ納入する制度（年金特別徴収制度）です。平成 20 年度の税制改正で規定された、地方税法第 321 条の 7 の 2 から 10 まで、および柏崎市税条例に基づき、平成 21 年 10 月から導入されました。

2 対象者

その年の 4 月 1 日現在 65 歳以上の公的年金受給者で、

- 市・県民税の納税義務のある方
 - 年額 18 万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等を受給している方
- ただし、次の方は対象となりません。
- 介護保険料が年金から特別徴収されていない方
 - 天引きされる市・県民税が老齢基礎年金等の額を超える方など

3 対象となる年金

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金など

ただし、障害年金や遺族年金など（非課税の年金）は対象となりません。

4 特別徴収される市・県民税

公的年金の所得に係る市・県民税のみが特別徴収の対象となります。

普通徴収（納付書や口座振替で納付する方法）で納めることはできません、ご了承ください。

給与や事業所得など公的年金以外の所得に係る市・県民税は、これまでどおりの納税方法で納付してください。

5 特別徴収を中止することがあります

市・県民税の税額変更、他の市区町村への転出、介護保険料の年金からの特別徴収中止、年金の支給停止などが発生した場合は、年金からの特別徴収を中止します。残りの税額は、普通徴収（納付書や口座振替で納付する方法）で納めていただくこととなります。

なお、市・県民税の税額変更、他の市区町村への転出があった場合、次のとおり特別徴収が継続されます。

- 1 月 1 日から 3 月 31 日までに転出した場合は、同年 9 月 30 日までの期間、特別徴収が継続されます。
- 4 月 1 日から 12 月 31 日までに転出した場合は、翌年 3 月 31 日までの期間、特別徴収が継続されません。
- 税額変更があった場合は、12 月分・2 月分の特別徴収税額を調整し、特別徴収が継続されます。

6 その他

(1) 市が送付した「公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書」（以下、「決定通知書」）または「納税通知書」の年金から特別徴収される金額と、各年金保険者から送付される「年金振込通知書」の年金から特別徴収される金額が異なる場合、実際に特別徴収される金額は、「決定通知書」または「納税通知書」に記載された金額です。

(2) 「決定通知書」または「納税通知書」に記載された金額より多い金額が徴収された場合は、後日、市が差額を還付します。

納付方法

1 当年度から新たに対象となる方

当年 10 月支給分の年金から特別徴収が始まります。そのため、当年度の年金に係る市・県民税のうち、半分は納付書または口座振替で納めてください。

納付方法	普通徴収 (納付書や口座振替での納付)		特別徴収 (年金からの天引き)		
	当年				翌年
納付月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
算出方法	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6

2 前年度以前から引き続き対象となっている方^{※1}

当年 4 月から 8 月支給分までの年金からは、前年度分年税額の 1 / 2 の額の 1 / 3 ずつを特別徴収します。
(仮徴収)

当年 10 月から翌年 2 月支給分までの年金からは、当年度の年金に係る市・県民税の税額から、仮徴収分を差し引いた金額の 1 / 3 ずつを特別徴収します。(本徴収)

▼当年度の納付方法

	特別徴収 (年金からの天引き)					
	当年					翌年
納付月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
	仮 徴 収			本 徴 収		
算定方法	(前年度分の年税額 ^{※2} × 1 / 2) ÷ 3 ずつ			当年度年税額から仮徴収分を差し引いた額の 1 / 3 ずつ		

※1 前年度中に、税額変更などにより年金からの特別徴収が中止となった方は、「1 当年度から新たに対象となる方」に該当します。

※2 年税額＝公的年金所得に係る税額であり、全体の税額ではありません。

問い合わせ先 柏崎市税務課市民税係
電話：0257-23-5111 (代表)